

# 国立銀行と為替業務：第百国立銀行を中心として

新井, 揆博 / ARAI, Michihiro

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

197

(終了ページ / End Page)

208

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010825>

# 国立銀行と為替業務

——第百国立銀行を中心として——

新井 揆博

## 一

明治政府は、はやくから自らの支配体制を維持しつつ日本に資本主義的制度を輸入し発展させようとした。いわゆる富国強兵・殖産興業政策、そして、その前提になる金融制度の近代化を行ったのである。しかし、為替会社の失敗、明治五年の国立銀行条例にもとづく国立銀行の失敗によって、本来明治政府の抱いていた健全通貨制度確立の志向は後景にしりぞき、それにかわって明治九年改正条例のもとに創設された国立銀行によって「金融ヲ疏通シ」、「物産ヲ蕃殖」させ、殖産興業を促進しようとする政策が前面に現れてきた。この改正によって一五三にもものぼる国立銀行ができたのであるが、いまその国

国立銀行と為替業務（新井）

立銀行のはたした役割なり機能なりを論ずる時に、その銀行の背景にある社会経済的条件、設立主体等によっても銀行の性格はことなってきた。一五三の国立銀行はみな独自の存在理由と独自の性格をもっていたので、いちがいに規定づけることはできないが、ここでは第百国立銀行を主体として、為替業務を通じてその一端をみていくことにする。

## 二

明治十年代の国立銀行の営業状況は、一般的にその営業は良好であった。そして銀行業務の基礎である資金面は株主によってもたらされた不換紙幣たる銀行紙幣が大きな比重をしめており、預金においても官公預金のしめ

## 全国の国立銀行貸出の内訳と利益金

明治財政史第13巻 444~487頁より作製

| 年次    |   | 貸付金        | 当座貸越      | 割引手形       | 荷為替手形貸出    | 純益金       |
|-------|---|------------|-----------|------------|------------|-----------|
|       |   | 円          | 円         | 円          | 円          | 円         |
| 明治10年 | 上 | 9,700,885  | 400,990   | 486,954    | 363,007    | 229,341   |
|       | 下 | 14,278,556 | 不詳        | 1,903,249  | 1,973,498  | 1,311,260 |
| 11年   | 上 | 17,456,653 | 1,098,653 | 4,142,731  | 1,332,447  | 1,515,341 |
|       | 下 | 26,672,503 | 不詳        | 3,660,229  | 4,204,023  | 2,118,440 |
| 12年   | 上 | 28,774,014 | 2,810,262 | 3,628,436  | 2,091,882  | 2,540,603 |
|       | 下 | 35,116,642 | 4,403,658 | 5,076,982  | 6,757,919  | 3,073,378 |
| 13年   | 上 | 35,334,193 | 4,873,754 | 5,100,037  | 2,713,010  | 3,119,131 |
|       | 下 | 35,580,798 | 5,428,377 | 8,118,178  | 9,030,922  | 3,394,645 |
| 14年   | 上 | 47,044,297 | 5,234,620 | 12,829,011 | 5,026,802  | 3,543,258 |
|       | 下 | 42,819,288 | 6,471,480 | 15,379,915 | 13,452,423 | 5,851,262 |
| 15年   | 上 | 40,342,235 | 5,519,128 | 12,164,370 | 3,356,507  | 3,696,351 |
|       | 下 | 41,182,271 | 6,352,899 | 13,967,724 | 8,865,390  | 3,887,509 |
| 16年   | 上 | 38,780,749 | 5,288,724 | 12,191,594 | 2,356,283  | 3,408,454 |
|       | 下 | 37,550,159 | 4,935,146 | 13,442,439 | 6,904,842  | 3,163,631 |
| 17年   | 上 | 37,004,675 | 5,020,854 | 15,588,942 | 2,664,837  | 2,971,914 |
|       | 下 | 40,096,638 | 5,857,656 | 22,947,440 | 7,091,957  | 3,090,030 |
| 18年   | 上 | 36,977,586 | 4,271,642 | 14,554,082 | 4,461,575  | 2,998,392 |
|       | 下 | 38,382,559 | 4,811,265 | 13,329,569 | 8,415,370  | 3,047,740 |
| 19年   | 上 | 36,807,947 | 4,598,978 | 16,104,369 | 6,212,027  | 3,815,177 |
|       | 下 | 40,177,781 | 5,245,869 | 27,261,200 | 14,161,034 | 3,792,232 |
| 20年   | 上 | 41,700,286 | 6,125,325 | 31,145,252 | 7,466,746  | 4,155,697 |
|       | 下 | 47,045,486 | 8,122,074 | 36,797,181 | 13,382,481 | 3,419,281 |

る割合が極めて大きかった。一方貸出はそのほとんどが貸付であり、融資の対象は、会社設立資金、会社運轉資金等であった。そして手形割引、荷為替のような商品流通を基礎とするものは少なかった。しかし、ここで注意しなければならぬのは、その荷為替を取組むことによって貸付が行われていたことである。そして、それをおしても国立銀行は強固な経営を行っていたのである。第百国立銀行は、明治十一年に創業しているが、この銀行の創立願を見ると、

今般受領スル処ノ公債証書並紙幣取交セ協議ノ上国立銀行創立致シ度、依レ之東京府第一大区十三小区浜町二丁目三番地ニ該店設置、大約貳拾五万円ノ資本ヲ以開業仕度候条至急御免許相成様奉レ願候也。

明治十一年三月廿八日

東京府第一大区七小区五郎兵衛町拾貳番地 平民  
發起人 高橋利兵衛

東京府第十一大区一小区寺島村百三拾五番地  
全戸寄留島根県士族 吉田 忠己

同第一大区一小区浜町第二丁目三番地 寄留右同断  
須知 正直

同 白井 清丈

東京府第一大区十四小区小網町第三丁目十八番地

国立銀行と為替業務（新井）

平民 高橋 長平  
同第六大区四小区本町千年町二十三番地  
同 川崎金三郎  
同第一大区九小区南鍋町第一丁目三番地  
寄留島根県士族 原 六郎  
大藏卿大隈重信殿（一）

とあり、右の外、河田景享・河崎真胤・田中清光の三名が発起人に加わり願書を明治十一年三月二十八日に大蔵省に提出した。しかし大蔵省からは六月七日付「願旨ノ趣資本金貳拾五万円ヲ以テ創立之儀ハ難ニ聞届」。尤貳拾万円以下ニテ創立ノ見込モ有レ之候ハ十日限更ニ可ニ願出」旨の指令があり、資本金を二十万円に減じて国立銀行創立の許可を得ている。この銀行の株主及役員は、左記に示す通りであるが、

支配人 宮部 久  
取締役 円城寺芳藏  
同 高崎 長平  
同 川崎金三郎  
同 吉田 忠己  
同 頭 取 原 六郎

士族を中心として設立された銀行であるといつてよい。即ち頭取原六郎をはじめ、鳥取藩主池田慶徳（三二万五

表 姓 名 主 株 行 銀 立 國 第 百

| 姓 名    | 住 所             | 株 数     | 株数現価(円)  |
|--------|-----------------|---------|----------|
| 吉田 忠 己 | 東京府葛飾郡寺島村一二三七番地 | 九六〇     | 九六〇〇〇    |
| 河崎 真胤  | 同所同番地           | 六七五     | 六七五〇〇    |
| 川崎 金三郎 | 東京本所千歳町四六番地     | 一三五     | 一三五〇〇    |
| 原 六 郎  | 同 南鍋町一丁目七番地     | 七〇      | 七〇〇〇     |
| 高崎 長平  | 同 小網町三丁目二十八番地   | 三〇      | 三〇〇〇     |
| 安田 善次郎 | 同 小網町四丁目八番地     | 三〇      | 三〇〇〇     |
| 円城寺 芳藏 | 同 浜町二丁目十四番地     | 三〇      | 三〇〇〇     |
| 河田 景与  | 同 赤坂新坂町一番地      | 二〇      | 二〇〇〇     |
| 宮部 久   | 東京絵物町一五番地       | 一二      | 一二〇〇     |
| 白井 清丈  | 同 浜町二丁目一四番地     | 一〇      | 一〇〇〇     |
| 須知 正直  | 同所同番地           | 一〇      | 一〇〇〇     |
| 高橋利兵衛  | 同 五郎兵衛町一二番地     | 一〇      | 一〇〇〇     |
| 市川 好三  | 同 本所相生町一丁目六番地   | 五       | 五〇〇      |
| 木島 文六  | 同 深川西元町八番地      | 三       | 三〇〇      |
| 合計二〇〇〇 |                 | 合計二〇〇〇〇 | 合計二〇〇〇〇〇 |

千石)の家令吉田忠己、水戸藩士川崎金三郎等、士族であった。そして、その事業は日本橋区万町に本店を設け九月四日よりその営業を開始した。

初期の営業をみるならば、この銀行はやくから生糸を中心とした海外荷為替業務を重視し、その営業を行っていた。第四回半季実際考課状一〇頁には「海外輸出入

ノ權衡ヲ得ザルヨリ理財ノ要点ヲ失却シ、且商業振起セザルヲ憂ヒ曩キニ允准ヲ蒙リ米國輸出荷為換ノ業ヲ開キ……」(2)とあるが、すでに頭取原六郎は、はやくから海外貿易の事を考えていたらしく、明治八年ロンドンから家兄達に送った手紙にも直輸出の必要をのべている。

「今般一友人帰朝の幸便に托し呈寸楮何貴意候。……中略……此迄富國強兵とは口癖にしていつも其実を不得固より國不富んば其兵不強。且其國を富ますの手術亦種々ある内、外國の貿易ヲ最とす。日本に國産鮮きに非ず。

輸出の品生絲あり、茶あり、米麦あり、綿あり其他種々あり、然れども日本人はいつも家の内に居て世界の相場を不知而已ならず、嘗て世界に一の店を出せしこと無しと云て可なり。夫故折角苦みたる右の產物の高利は多く外國人の手に落つるは実に愚なる話也。右に付迂生知己の大阪辺江州辺の豪商を募り、大社を結んで彼等をして此迄洋人に取られたる利益を得せしめば、皇國進歩の一助にして彼等も亦幸ならんと既に當國に於て或る商人等に内々手段を掛合居り候事に候。兄等若し志あらば太田垣・西村二代瀬戸甚等の連中と会社を結び、三丹の生絲を(世界の相場を聞合せ)買占め其を直ちに英仏の出店に送らば高利を得る事無疑。……」(3)とある。我國においては、明治維新以來、對外國貿易は殆んど各開港場

の居留地にある外國商館に独占され、これらの外國商人は、日本の商人とか生産者の無知なことを、對外取引に関する法律の不備なてんに乘じて種々の不正手段をもって不当な利益を得ていた。殊にこの弊害は當時日本の重要輸出品であつた生絲貿易に著しかった。即ち「從來生絲取引上ニ於テ外商の專横ナル挙テ數フルニ違アラズト雖モ、姑ラク其著シキモノヲ挙レバ、外國商人ニ売込問屋ヲ廻リ生絲ノ見本ヲ以テ値段ヲ取極メ、直チニ己レ等カ商館ノ倉庫ヘ為引入、然ル後拝見シテ始メテ本取引トナルコトナレバ、未ダ金員モ払ハズシテ自家ノ倉庫ヘ引込ミ、一片ノ証書ヲモ交付セザルノ一事ニテモ既ニ尋常商業ノ正道ニ適ハザルコトヲ証スルニ足レリ。然ノミナラズ、本國ノ氣配ヲ測リ投機ヲ以テ生絲ヲ買入ントスルモノ多ケレバ、概ネ生絲ヲ引入レサセシ後チ數日間乃至十日以上モ拝見ヲ為サズシテ本國ノ報知如何ヲ待チ、氣配善シト報シ來レバ通例ノ通りニ拝見ヲ済シテ買入レ、若シ氣配惡シト報アレバ拝見ノ時ワザト荷物ニ種々ノ難癖ヲ附テ「ペケ」トシ、甚シキニ至リテハ電信ノ報知惡シトテ断然「ペケ」ニスルコトアリ。又現ニ五百箇ノ買入ヲ為サントスルニ、先ヅ八百箇ノ約定ヲ為シテ引入サセ一時外國銀行ヘ對シ融通ノ助トシ、事済テ後チ破談シテ差戻スコトアリ。其引込持帰りノ運賃ハイヅレモ皆荷主

ノ失費トナリ、彼ハ毫モ其損失ヲ担当スルコトナシ。其間若シ売込問屋ヨリ異議ヲ容ル時ハ暴威ヲ以テ恐嚇スル等言語道斷ノ振舞アリ。又斤量掛改ノ如キモ其風袋ハ各商館ニテ製シ置キ、実量半斤内外ナルヲ七分五厘或ハ一斤ト定ムルヲ以テ目前一秤ニ付三十目乃至六十目ノ差ヲ生ジ、且我カ一箇（九貫匁）ヲ一秤トスルカ普通ナルニ故ラニ小分シテ一箇ノ七分乃至半分ヲ一秤トシテ此ノ差ヲ増加セシムルニ至ル。加フルニ一斤以下ノ端數ヲ切り棄ルヲ以テ生絲一箇ノ差ハ少ナクモ一斤ニ下ラズ。之ヲ横浜取扱ノ絲荷高三万五千箇ニ乗ズル時ハ三万五千斤ニシテ此ノ価貳拾壹万弗トナリ、之ニ屑物ヲ合スレバ必ズ四十五万弗ノ巨額トナル。是レ皆彼ノ専横ヲ以テ不当ノ利益ヲ壟斷スルモノ」(4)であつた。そして、このやうな情勢にあつたので、第百国立銀行は開業するや直ちに摂善会（我國最初の資本家団体）に加入して同業者との連絡をとり、第一国立銀行との間にコルレスボンデンス約定を締結して為替事業を開始した。明治十年の上半季の頃には、国立銀行の創立も少なく、他店と為替取組の約定を結ぶものは少なかったが、明治十二年六月末日では「国立銀行ノ創立セラレシモノ百五十支店七十九ノ多キニ達シ為替約定店の數亦大ニ増加シテ三百三十八箇ノ多キニ及ヘリ越エテ明治十三年六月三十日ニ於テハ為

替取組ノ線交互錯綜シテ遂ニ一千二十七箇ニ達シ全ク前日ノ形勢ヲ一変セリ……中略……我為替事業ハ前後僅々二箇年ノ間ニ於テ全ク其面目ヲ改メタルヲ見ルヘシ是ヨリ以後内國資金ノ流動歲ニ月ニ益其利便ヲ増セリ」(5)といった状態であつた。第百国立銀行においては、明治十二年下期から外國為替業務を行っている。これは主としてアメリカ向生糸の輸出荷為替を取扱うのであるが、「米國輸出生糸荷為替の儀ヲ佐藤組と結約シ該為換事務取扱の爲め米國在留開通社々員田代四郎へ當銀行の代理を委託セリ（中略）該売捌代価は田代四郎より新約克領事館へ納付領事館より商務局へ電信為換等の事を同局え請願也しに九月（註、明治十二年）十七日允准せられ且右荷為替取組の儀に付佐藤組約定書相添へ九月四日大藏卿閣下え請願し同月廿日允准を蒙りたり」(6)とあり、わが國において外國為替業務を公許のもとに営んだのはこの銀行が最初であらうと思われる。また、第三十三国立銀行もほとんど同時に海外荷為替事業に着手し、第百銀行と同様田代氏を代理人に立てていたので、相互の間に約定書を交換して共同戦線をはつた。(7)第百国立銀行では、海外荷為替は本業の急務なりとしてその拡張計画を進めた。明治十三年下半年（自七月至十二月）の考課状には「当半季間本店ノ業務ハ頗ル繁忙ニシテ先年兼テ

着手セシ海外荷換ノ便利ヲ謀リ七月ニ於テ横浜へ出張店ヲ置キ、引続キ十一月ニ及ンデ福島へ出張店ヲ設ケ、専ラ生絲直輸出並ニ内地荷為換ノ例ヲ開ケリ。爾來日尚淺ク充分ノ成績ヲ顯サズト雖モ好結果ヲ報道スルノ日ハ遠キニアラザルベシ。海外荷為換ハ本業ノ急務ナレバ夙ニ之ヲ拡張セシムルノ目途ニシテ、十二年六月紐育府へ代理人ヲ置キ爾後攷々トシテ尽カセシニ、終ニ小資金ヲ以テ充分ノ需メニ応ジ兼ネ、依テ第三十三国立銀行ト協議シ海外荷為換資金拝借之儀前季大藏省へ出願シタレドモ許可セラレズ。其後正金銀行へ直輸出荷為換資金御貸下ゲアリシニ付、更ニ同行へ約東シ荷為換委託金ヲ以テ直輸ノ生絲等ヲ地方ヨリ横浜迄ノ荷為換ヲ取組ムコトナレリ。……後略……」(8)とあり、横浜と福島にそれぞれ支店を設けて、内地荷為替業務をおこなっていたことがわかる。そしてある程度、生絲業者との結びつきおも推測することができるが、また、明治十五年になると、群馬県前橋に支店を設け、荷為替並に為替取組を行っていた。これらの支店は、生絲の出荷が済むと休業し、新絲荷為替の頃になると又開くという営業ぶりであった。(9)

### 三

このように輸出荷為替事業が拡張されるにしたがって

国立銀行と為替業務（新井）

一銀行の資本のみをもってしては到底一般の要求に応ずることのできない情勢にあったので、第三十三国立銀行とも協議のうえ輸出荷為資金の借用方を大藏省へ連署請願した。しかし政府は当時為替専門の銀行として設立された横浜正金銀行にこの直輸出荷替の事業を独占させようと企てていたから、第百、第三十三国立銀行が請願した輸出荷為替資金の借用方も許可されなかった。しかし大藏省は横浜正金銀行に限って紙幣三百万円の「御預入レ」を允許し、同行においてはこれを資金として所謂「御用外国荷為替」の取扱を開始したため、第百国立銀行は横浜正金銀行と契約して荷為替委託金を受けこれを以て直輸出の生絲等を内地の各方面から横浜へ輸送する迄の荷為替を取組むこととなった。横浜正金銀行明治十三年下半季（自七月一日至十二月三十一日）考課状は「前季の末に於て別段御預け入紙幣の一項は既に願旨允裁の内諭を蒙りたれとも其金額は未だ御下付の場合に至らざりし然るに市場の時機は早く既に荷為替の主眼たる生絲輸出の季節に際し荷為替貸付の差手は一日も遅緩すへからざる場合に臨みたるを以て其機宜を失はんことを慮り右金額御下付の日に至る迄の支弁に供せんか為め当半期の初めに於て紙幣部中仮りに荷為替貸の一科を設け之を試行せり此荷為替貸の一科を挙行せしより生糸産出の地方に設置せ

る各銀行より此貸付金融通の依頼あるに由り乃ち当座預り金貸越約定の例に倣ひ貸付金額の極度を定め其根抵当を入れしめ右各地方に於て取組む処の荷為替は総て本行に於て其受払を為し随て入金あれば随て之を貸付し順環流通以て彼我の便利を達するを旨趣とせり爾來右の約定に拠り取引を為すもの日一日より多く各地方より本行に向て輸送せる生糸の高意外に増進し其盛なる時に在ては殆と四千箇の巨額に登れり而して此生糸は悉く本行の倉庫に積入れ荷主売込の好機會を得る迄は成丈け持續を得るの便を与へ棄売の遺憾無からしめんを注意せしと雖も如何せん元資の金額僅少にして到底十分の目的を達すること能はざりき

十月中旬に至り政府より前条外国直輸荷為替資金三百万円を漸次に預け入らるるを以て追次前回の約を解き新規約定を取結び右御預入金三百万円の口へ振替へるの手續に及ひたり右前回の約定を取結びたる各銀行は左の如シ

- 東京 第三十三国立銀行
- 福島 第六国立銀行
- 東京 第百国立銀行
- 須賀川 第百八国立銀行
- 松代 第六十三国立銀行
- 豊橋 第八国立銀行
- 三春 第六国立銀行

右御預入金參百万円は各地產出品の海外直輸出奨励せらるるの特典に出づるもの……後略……」<sup>(10)</sup>であつたが、當時正金銀行が各地方銀行に対する荷為替資金貸出は次表のごとくである。第三十三国立銀行の定限額・貸出額

上田 第十九国立銀行  
東京 丸家銀行

但第三十三第百第八及び丸家銀行の如きは何れも上州又は信州の支店若くは出張所に於て為替を取組みたるなり

荷為換資金貸出表

自明治13年10月27日 至明治13年11月20日

| 名 称      | 定 限 高   | 貸出金額    |
|----------|---------|---------|
|          | 円       | 円       |
| 第三十三銀行   | 200,000 | 175,800 |
| 第百国立銀行   | 70,000  | 60,000  |
| 第六国立銀行   | 50,000  | 50,000  |
| 第八国立銀行   | 70,000  | 70,000  |
| 第七十七国立銀行 | 15,000  | 15,000  |
| 掛川銀行     | 50,000  | 50,000  |
| 第百八銀行    | 50,000  | 40,000  |
| 第二十四銀行   | 20,000  | 20,000  |
| 第七十四銀行   | 70,000  | 50,000  |
| 第百〇七銀行   | 25,000  | 25,000  |
| 第拾国立銀行   | 20,000  | 14,000  |
|          | 640,000 | 566,800 |

が大きいのは、はやくから直輸出荷為替業務を行っていた関係から特別の配慮が考えられたためであろう。この貸付は大蔵卿佐野常民が八月三十日に太政官へ稟伺した中にも見られるように、そのねらいは「外国為替の法及ヒ直輸出ノ道ヲ開導シ以テ貿易ノ商權ヲ恢復シ輸出入ノ平均ヲ致シ金銀貨ノ価格ヲシテ常ニ平準ヲ得セシムル」(11)にあった。さきほどのべたように、わが国では幕末開港当時から明治四十四年頃迄は、貿易上においても諸外国にたいし対等の関係に立つことができなかった。

こうした情勢は、政府をして早くから商權回復、そして殖産興業に力をそがせたのであった。そして商權回復運動にともなう直輸出貿易がさげばれてくると、どうしても生絲売込商と外商との間に摩擦がつよくたかまり、いわゆる横浜聯合生絲荷預所問題がおこったのであるがこのような過程のなかにおいて、政府——横浜正金銀行——国立銀行——生絲売込商のラインができあがっていたのである。即ちこの紛争に、第一国立銀行をはじめ多くの銀行が金融上の便宜を計ったが、その融通額は二百万円乃至六百万円余といわれている(12)。もちろん原六郎は明治十六年より横浜正金銀行の官選取締役になり、まもなく頭取になっっているので、第百国立銀行としては当然正金銀行と密接な関係を保ちえたと思われるし、一

方第二国立銀行のごときはその創立者及び株主はほとんど横浜の売込商によってなされていた(13)。そしてこのような相互の結びつきと商權回復という時代の要請が国立銀行を中心とした一つのラインにできあがっていったのであろう。当時横浜正金銀行と生糸改正会社間に国立銀行が入って荷為替の前貸を行っていたが、今、第九十五国立銀行川越支店と武州生糸改正会社との間の約定書を見て当時の営業方法の一端を知ることができる。

#### 約定書(14)

第九十五国立銀行(15)ヨリ武州生糸改正会社製造ノ生糸ヲ以テ荷為換前金及ヒ荷為換ヲ借受ルニ付双方ノ間ニ締約スル条々左ノ如シ

第一条 第九十五国立銀行ハ横浜正金銀行ヨリ輸出品ヘ対シ荷為換前金貸ノ為メ預ケ入レノ金員ヲ以テ生糸改正会社製造ノ生糸ニ対スル荷為換前金トシテ貸渡ス所ノ金額ハ通貨五万円ト定ムヘシ

但本文ノ金額受渡シハ別紙雛形ノ受取証ヲ以テスベシ

第二条 此荷為換前金ヲ生糸改正会社ニ於テ借受タル当日ヨリ六十日以内ニ談金額ニ相当スル生糸ヲ時価十分ノ七ノ割合ヲ以テ第九十五国立銀行ヘ差入レ同銀行ニ於テ定ムル所ノ荷為換手形ヲ以テ更ニ横浜マテノ荷為換ヲ取組前金ヲ返済ナスヘシ

第三条 右為換荷物横浜入着ノ上荷受主同伸会社ノ手ヲ経テ

受ニ海外輸出ノ荷為換ヲ取組前借受タル内地荷為換金ヲ返済ナシ而シテ生糸改正会社ハ第一条ノ金額ヲ繰返シ借受ルモノトス

第四条 輸出スヘキ荷物時価ノ変遷等ニヨリ不得止事故ヲ以テ内地ニ於テ売却ストスル時ハ生糸改正会社ハ其荷主ヲシテ事情ヲ横浜正金銀行ヘ其申シタル上其売場ケ代ノ銀貨ヲ以テ荷受ヲナスヘシ此場合ニ於テハ該銀貨ニ荷受当日荷五日間横浜株式取引所午前午後銀貨平均相場ノ復平均相庭ヲ乗シ荷為換紙幣高ニ切替決算スルモノトス

第五条 第二条第三条ノ手続キヲ経テ生糸改正会社ハ第九十五国立銀行ヨリ此約定期限内ハ数回ニ荷為換前金ヲ繰返シ借受ル事ヲ得ヘシ

第六条 荷為換前金貸ノ利息ハ生糸改正会社ニ於テ借入タル日ヨリ返金当日即チ生糸ヲ出シテ荷為換ヲ取組タル日マテ迄ケ年(三百六十日ト定ム)八朱ノ日歩割合ヲ以テ第九十五国立銀行ヘ仕払ヘシ

第七条 荷為換ノ手数料ハ金高百円ニ付三拾銭ノ定ノ其荷為換ヲ取組タル日生糸改正会社ヘ之ヲ第九十五国立銀行ヘ仕払ヘシ

第八条 生糸改正会社ニ於テ此約定ノ旨ニ違背シ前金返入ノ期ヲ怠ル時ハ第九十五国立銀行ハ期限中ト雖モ之ヲ解約シ一時ニ元利金決算ヲ為サシム事アルヘシ

第九条 生糸改正会社ハ此約定ニ付別紙地所書入証ノ通り根抵当トシテ之ヲ第九十五国立銀行ヘ差出シ置クニ付此荷為

換ニ係ル借入金ニ付何様ノ事故出来損害ヲ壞ス事アル歟又ハ期限ニ至リ返金ノ手続ヲ怠ル時ハ該抵当之地所売却之上元利決算ヲナン若シ不息アル時ハ生糸改正会社ノ社中一統負債主タルノ義務ヲ負担シ之カ弁償ヲナスヘシ

第十条 此約定中自然改正増補ヲ要セサル事ヲ得サル時ハ双方熟議ノ上日ヲ定メテ改正増補スル事ヲ得ヘシ

第十一条 此約定ハ明治十四年十二月三十日ヲ以テ期限ト定メ元利決算ヲナスヘシ其結果ノ満足ナルニ於テハ第九十五国立銀行ハ横浜正金銀行ノ承諾ヲ得テ次季ノ継続ヲナス事アルヘシ

右ノ条々結約セシ証トシテ正副式通ヲ製シ各自記調印ノ上本書ハ第九十五国立銀行ヘ副ハ生糸改正会社ヘ交付シ互ニ確守スヘキモノ也

これは生産地から輸出港である横浜にいたる間の直輸出品に対して貸与された荷為替であるが、その内容をみると、その前貸は通貨で五万円を限度としていた。そして、その貸付けた日より六十日以内にその金額にたいする生糸を時価の十分の七の値段で銀行に入れさせ、その銀行の横浜までの荷為替手形にかえることによって、一応前金を返済させるが、その為替荷物が横浜へつき荷受主同伸会社を通して海外輸出の荷為替を取組むことによって完全に前貸金は決済されるのである。海外への輸出が成立しなかった時は、国内市場にて売却し、それによ

って決済されるが、この場合、通貨によってではなく、あくまでも銀貨によって決済されたのである。これは政府をして通貨価値の下落をふせぎ「金銀貨ノ価格ヲシテニ常平準ヲ得セシムル」にそのねらいの一端があったがしかし、当時銀紙の開きがしだいに大きくなり、貸付金は本来の目的からはなれて投機の対象になっていた場合もあった<sup>(16)</sup>。荷為替前金貨の利息は、八朱の日歩割合をもってなされた。又手数料は百円に対して三十銭の割合でなされていた。そして生糸改正会社がこの約定に反した時にはこれを解約し、又、地所の書入証を根抵当としてとり、期限に至って返金出来ない時にはその地所を売却する権利をもち、そのうえ、もしもその不足がある時には生糸改正会社全体にその負債を義務づけていた。このように国立銀行は、絶対的确实な方法でその営業を行っていたのである。

#### 四

一方国立銀行は、売込商にも貸付をおこなっていたが売込商はその資金で、現地問屋へ生糸買入資金の前貸としての又貸し金融をしていたのである。売込商は、はやくから蓄積された自己資本のほかに有利な銀行からの融資をえてさらに事業を拡大していった。横浜における銀

行制度の確立は、いつそう彼等の存在をバックアップした。「横浜蚕糸貿易事情」は「……財産裕カナル問屋ハ隔別ナレトモ、多クハ自分ノ金ヲ貸出スニ非ズシテ銀行ヨリ融通ヲ附ケルコトナリ。即チ、荷物が問屋ニ着セシ以上ハ其問屋ノ名前ニテ取扱フコトニシテ、之ヲ銀行ニ抵当ニ入レ、金ノ融通ヲ計ルハ問屋ノ勝手ナレバ、問屋ハ充分ノ資本ヲ要セザレバ、恰モ荷主が三百円ノ荷ヲ三十円ニテ取扱ヒ得ルガ如ク、荷主ニ貸付ル金高ト、銀行ヨリ借入レル金額ノ差金アレバ可ナリ。尤モ銀行ハ時価ノ七掛乃至八掛ヨリ貸出サザレバ、今銀行ヨリ時価ノ八掛ニ借り・問屋ニ九掛ニ貸ストスレバ、三百円ノ品物ハ三十円アレバ充分ナルベシ。而シテ此場合ニハ銀行ヨリハ多少低利ニ借り、日歩五厘内外ノ差ハ問屋ノ利益トナルベシ<sup>(17)</sup>」。このように多くの売込商の営業資金は自己資金ではなしに、糸荷を抵当とした銀行融資によっていること、そして銀行の貸出利息と売込商の荷主貸付利息の差が売込商の利得となっていた。現地の糸問屋仲買人は、定期市場とか農村を駆けめぐってその借入れた資金によって糸を買い集めた。また問屋の場合は売込問屋の委託買付けを行っていたのである。そして、これら現地の問屋仲買等も、遠隔地取引商品としての生糸の特質からして、常に大都市開港場の売込問屋の市場支配に従属

せざるをえなかったのである(18)。

## 五

初期の国立銀行は、その多くは紙幣の発行と公金取扱いをその機能の大部分としていたが、それは明治政府のいだいていた紙幣の統一と整理、そして殖産興業を国立銀行の肩におわせようとした過程のあらわれでもあった。国立銀行はそのような政府の意図した銀行の近代化即ち封建的経済機構から資本主義的経済機構へのないてを請負ったのである。そしてそれを通して産業の育成をこころみただが、しかし初期の国立銀行にあっては一般的にはむりであった。日本経済の中核として広く商業機構を掌握し、これを通じて商品生産面にも深く喰い込むことができたのは、特権をもった銀行であった。第百国立銀行もある一面では特権をもった銀行であるといってもよい。ここでは荷為替業務を通してみてきたが、この荷為替業務においてその一端をみることもできた。それは、政府——横浜正金銀行——国立銀行——売込商の一連のつながりの過程から生みだされた。しかし金融機構全体を通してみたとき、国立銀行から融資を得て又貸している売込商に、前近代的な周屋制資本としての性格を見ることができるといえる。このように、まだ明治十年代

にあつては、その金融機構も、近代的な面と前近代的な面が同棲していたのである。国立銀行は明治十五年に日本銀行が設立されることによって、実質的には私立銀行化していくが、この過程にあつて、一部の銀行は、我國の産業界に確乎たる礎をきぎあげていったのである。

### 註

- 1 「原六郎翁伝」上巻 三〇六―三〇七頁
  - 2 同 上 三三三頁
  - 3 同 上 二四二―二四三頁
  - 4 「東京日日新聞」明治一四年一〇月七日
  - 5 「明治財政史」第一三巻 四五二―四五三頁
  - 6 明石照男 共著「日本金融史」第二巻 四〇―四一頁
  - 7 鈴木憲久 「原六郎翁伝」上巻 三三一頁
  - 8 同 上 三三八―三三九頁
  - 9 同 上 三三二頁
  - 10 「日本金融史資料」第三巻附録 四二三頁
  - 11 「明治財政史」第一三巻 九一八頁
  - 12 山口和雄著「明治前期経済の分析」三二〇頁
  - 13 「横浜市史」第三巻上 二二一―二二五頁
  - 14 「埼玉県庁所蔵史料」第壹巻 公文書類第五課
  - 15 当行は、明治十一年十月十七日
  - 16 資本金二〇万円で開業(東京)
  - 17 「横浜市史」第三巻上 六七四頁
  - 18 同 上 五七八頁
- 「金融経済」第五〇号  
福沢諭吉の「通貨論」三六頁